



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「歩兵操訓練用銃器運搬ノ件」について：長崎県学務課史料の分析から
Author(s)	大櫃，敬史
Citation	北海道大學教育學部紀要，68，139-160
Issue Date	1995-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29481
Type	departmental bulletin paper
File Information	68_P139-160.pdf



「歩兵操練用銃器運搬ノ件」について

——長崎県学務課史料の分析から——

大 櫃 敬 史

A Study of Transportation of Military Drill Using Rifles.—Analysis of Historical Materials Owned by Nagasaki Prefectural Library

Takashi OOBITSU

目 次

I. はじめに	139
II. 徴兵令改正と歩兵操練の採用・実施	140
1. 明治16年徴兵令改正～歩兵操練採用にむけて	140
2. 師範学校、中学校における歩兵操練の実施状況	141
III. 長崎県における明治十年代の歩兵操練	146
1. 長崎県師範学校	148
2. 長崎中学校	149
3. 長崎外国語学校	150
IV. 「歩兵操練用銃器運搬ノ件」について	151
V. おわりに	157

I. は じ め に

明治16(1883)年12月改正の徴兵令は、徴兵猶予条件を制限して兵力拡充の基盤を整備しただけではなく、一年志願兵実施による動員時に備えた予備幹部の確保及び帰休制による軍事以外で国家が必要とする人材の確保を促すものであった。特に後者については、これに伴って実質的に中等教育機関以上の学校に歩兵操練の実施を要求することになった。明治15年段階では、「府県師範学校」規則中に、歩兵操練がみられたのは長崎、福井のわずか2県に過ぎなかったが、明治17年以降においては、ほぼ全国的な動きとして歩兵操練の採用、実施がはかられた。本稿では、今回明らかになった長崎県史料を主要な手がかりとしながら、全国的にみても先駆的な役割を果たしたと見做される本県の兵式体操の成立過程に着目し、主として兵式体操実施に必要な銃器採用をめぐる問題—銃器や火薬類の確保は、兵式体操実施の際極めて重要な意味を持つからである—について検討を加える。

これまでにみられる先行研究では、明治18年3月文部省が各府県に対して行った「小銃種類等取調べ」、ついで同年5月12日「兵式体操用銃器取扱要項ヲ二府四十二県ニ通知ス」によって、直轄学校や府県に対して急遽歩兵操練用銃器が準備され、一斉に貸与されたことが明らかになっている。『大日本教育会雑誌』三十号(明治19年)^{*}によれば、各学校に貸与した銃器の具体的な数字を挙げ、全国的な規模で実施されていた様子が伝えられている¹⁾。しかし以下に挙げるような

銃器採用をめぐる具体的展開に関しては、依然として未解明な部分が多いといえる。そこで筆者の関心に従っていくつかの問題点を取り出してみる。1) 歩兵操練用銃器の調達、借用のルート、2) 府県及び文部省の実務担当者、3) 実際に使用された銃器の種類、挺数、費用等、4) 銃器の管理及び保管方法等がそれである。以下に本稿を進めるにあたっての主要な分析視角を挙げておく。

①兵式体操に関する研究をさらに進めるために、主として長崎県学務課史料を中心に、集収整理し全国的に導入・展開する際の基準尺とする。

②新しい史料を分析総合することにより、先行研究を補完する知見を得るように努める。

③五大学区のセンタースクールとして機能した長崎師範学校、中学校、外国語学校の当時の実態を明らかにすると共に、他府県に先駆けて十分な展開がみられた理由についても検討する。

*前年ニ於テ文部省ハ試ニ東京師範学校体操科中ニ兵式体操ヲ加設セラレタリニ是於テカ府県師範学校ハ争テ之ヲ試設シ文部省ヨリ直轄学校及府県ニ銃器ヲ貸与セラルルコト無慮四千七百七十六挺(中学校亦兵式体操ヲ設ク此数ハ中学校ノ分ヲモ含ミテ其中ニアルナリ)

(明治19年4月30日 前年中教育景況ノ報道)(傍線筆者以下同断)

Ⅱ. 徴兵令改正と歩兵操練の採用・実施

1. 明治16年徴兵令改正²⁾～歩兵操練採用にむけて

明治16年12月の徴兵令改正の理由は、軍備拡張に基づく常備兵増加の必要と、国民皆兵主義の徹底化すなわち徴兵忌避者除去の必要とによってである。西南戦争以後、わが国の防衛策の重点は漸く対内的から転じて対外的に向けられたが、明治維新以来抱いてきた露国に対する敵国意識は、その後の国際情勢の変化に伴い次第にその矛先が清国に向けられるところとなり、軍備は対清作戦計画の下に整備されることになった。

周知のように学校教育における歩兵操練の採用問題³⁾は、徴兵令改正の度に取り上げられてきた経緯がある。明治12年改正の際一度問題提起がなされたが、前提たる基礎条件一民主主義の不徹底、教育制度の未整備一を大きく欠いているという理由で廃案に決した。

今回(明治16年12月)の徴兵令改正では、改正案が元老院において付議された時、同様に兵隊教練論が展開されている。このうち賛否両論それぞれの立場から発言を行った元老院議員津田真道と九鬼隆一の主張を取り上げてみる。

津田は、改正案に反対の立場を取りながら次のようにその理由を述べている。まず一つには「今日我国軍備ノ先後緩急ヲ按シ其筋骨ノ力ヲ加フルヨリモ寧ロ器械ノ力ヲ増サンコトヲ希望ス」とし、別の理由として今日でも兵役を忌避する状態は依然変わりがなく、愛国精神が乏しいままであるから、そうした人民を駆って兵として外国と対峙することは期待できないとするものであった。

是レ宣ク素教ニ頼テ其敵愾敢為ノ志氣ヲ養成シ而ル後チ始メテ本案ノ如キ法制ヲ布クヘキナリ其素教トハ何ソヤ即チ明治十四年間に在ル議員ヨリ本院ニ提出セシモ不幸ニシテ消滅シタル一意見ニ具スル如ク小学校ニ於テ幼児ヨリ陸兵ノ体勢運動ト銃器運用ノ法トヲ教授シテ以テ平素軍隊ノ操練ヲ習ハシムル是ナリ

(元老院会議筆記 第四百十一號議案「徴兵令改正ノ儀」, p689.)

一方九鬼は賛成の立場で次のように述べる。「強兵ノ方途」には緊要のものであることはいうまでもないこと。皇国の臣民である以上、兵役に従うのは「天然ノ義務」であり「分限ノ高貴卑

賤」「身体ノ強健尪弱」にかかわるものでないという。ただ遺憾ながら「専ラ強兵ノ方ニ厚フシテ或ハ富国ノ一途ニ薄キニ似タルコト」を改正案にみている。

また「普通の教育」は強兵富国と大きな関係があるので、それと軍事は併行させるべきである。学校の正科の体操中に陸軍歩兵操練、歩法銃隊訓練を加えたのは「数年以前」のことだが、すでに普通学校の課程に歩兵操練を加える以上は「学校内ノ経済ト学校周辺ノ民情トヲ咀嚼シテ」適当な方法を考究しなければならない。とし、また最近の体操伝習所卒業生の実態にも触れ、「正格ノ歩法ヨリ銃隊ノ運動法ニ至ルマテ」訓練を終えているのであるから、陸軍省からはただ銃銃を借りるだけでよいと具体的な実施の方法についても述べている。こうした考え方をふまえて、以下のような修正意見を提出している。

「本令中ニ正格ノ歩兵操練ヲ卒業シタル学校生徒ハ現役期限ヲ短縮シテ帰休ヲ命スル一事ヲ特掲センコトヲ蓋シ第十一条第十二条ニ技芸ニ熟スル者ハ期限以前ニ帰休ヲ命スルコトヲ示セル有レトモ別ニ官公立学校ニ於テ歩兵操練全科ノ卒業証書ヲ帶有スル者ハ期限以前ニ帰休ヲ命スルトノ一条ヲ設クルヲ要ス」

この改正が付議されている布告案では「第十二条、現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者ハ其期末タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアルヘシ」となっていた。

明らかなように、九鬼がここにおいて展開しようとした修正意見は、すでに明治12年の徴兵令改正の際、修正案第二条第一項で主張したものをそのまま引き継ぐ形で提出されたものであったといえよう。しかし九鬼の修正意見は改正案に盛り込まれること無く上申されているが、明治16年12月28日の徴兵令改正では次のようになっていた。

「第十二条 現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公立学校（小学校ヲ除ク）ノ歩兵操練科卒業証書ヲ所持スル者ハ期末タ終ラスト雖トモ帰休ヲ命スルコトアル可シ」

先にみた九鬼の修正意見がここに盛り込まれた結果になった。改正案原案にもなく、元老院が付議の結果上申したのものにもなかった九鬼の意見が採用された理由は、確かなことはいえないが歩兵操練の学校への導入が緊急の課題として把握され、正式な手続きも経ないまま導入に踏み切らざるを得ないタイムリミットに迫られた結果といえよう。

こうした徴兵令の改正は、ただちに教育政策に反映することになる。明治17年2月文部省は体操伝習所に対して、「官立公立学校（小学校ヲ除ク）ニ於テ演習スヘキ歩兵操練科ノ程度施行ノ方法及ヒ小学校ニ於テ該科施行ノ適否等」を取調べ具申するようにと通達を出している。政府がこのような方向を打ち出した背景には、これまで取ってきた時期尚早論から一変して歩兵操練の積極的導入に転化した結果に他ならない。この調査に関しての結果は、同年11月に復申されている。その結果として次のような結論を得た。官立学校（小学校を除く）は、①四ヶ年在学期間を通じて歩兵操練を行うこと。②その程度は、生兵学・柔軟演習・号令・中隊学・解説とすること。とし、小学校は柔軟演習の一部を以て適当であるとしている。これによって歩兵操練を正式に体育の内容として位置づけることを意味した。ここに至ってようやく明治初年より論議された「歩兵操練論」は一応の決着をみることになった。

一方地方の学校における実情は、明治16、17年を境にはほぼ全国的な動きとして師範学校や中学校レベルの学校において歩兵操練の採用、実施が顕著にみられるようになった。

2. 師範学校、中学校における歩兵操練の実施状況⁴⁾⁵⁾

各府県の師範学校においては、早くから体操伝習所や東京師範学校の体育の方法に注目し、こ

れを採用する傾向がみられた。

明治15年制定の府県師範学校の教則では、軽体操および重体操を明示したのは、大分・京都・滋賀・岡山・大坂・群馬・三重・埼玉・岩手・秋田・福島・長崎・福井などの各府県がみられた。これらのうち、教則中に歩兵操練を加えたのは、長崎・福井のわずか2県にすぎなかった。

「長崎県師範学校規則」には、「体操、美容術徒手運動器械運動ヲ授ケ亦時ニアリテハ兼ネテ撃剣及ビ歩兵操練ノ初歩ヲ授ケ」とあり、また「福井県師範学校規則」では、「体操 先ヅ美容術ヲ授ケ次ニ徒手運動ヨリ器械動作ニ及ボシ兼ネテ練兵運動ノ初歩ヲ演習セシム」とある。

明治17年以降になると、各府県の師範学校では、歩兵操練を一斉に取り上げている。広島・大坂・新潟・福島・京都などの各府県がその例である。特に東京府の事例からは当時の事情がよく窺い知れる。

東京府師範学校の歩兵操練調⁶⁾ 明治18年9月

科内小分科及最低度 小分科

柔軟体操 但器械体操ハ現今器械場ノ設備ナキ故追而施行ノ
見込

生兵学小隊学中隊学射的

野外演習 但諸編中小隊及中隊演習ニ関スル大略其ノ他大略

最低度 中隊学第一部第二章中隊諸運動ニ至ル

修業年限及毎週授業時間 年限

初等師範学科一ヶ年

中等師範学科二ヶ年

高等師範学科四ヶ年

授業時間 一週二時

教員資格及員数俸給 資格 東京鎮台歩兵第一聯隊第二大隊ニ於テ昨十七年六月八日常備
役満期 現在同台後備軍驅員歩兵一等軍曹東京府御用掛福岡
県士族白水直彦

員数 一名

俸額 月額金拾円

生徒人員 現九十四名但定員百二十名

操練場ノ有無及広狭 縦五十間横十八間但東京府庁構内ニ設置ス
器械ノ種別及箇数

スニードル銃 一挺

エンピール銃 三十挺

胴乱 三十一点但背囊ハ未ダ準備セズ

起業以来生徒ノ進歩ノ概況

本科始業以来日浅シト雖モ科業大ニ進歩シ現今柔軟体操第一第一
二教生兵学第一部第一章第四教迄卒ル 尤中隊学ヲ施行スルニ
至レバ教員ヲ増加スルカ或ハ生徒中優等ノ者ヲ以テ小隊長以下
ノ役員ニ充ツベシ

当時の師範学校における歩兵操練実施の状況の全国的な動向を概観するために、一覧表を付し

ておいた。

表一 府県師範学校の歩兵操練（兵式体操）実施状況

年・月・	府県名	設 置 科 目	設 置 の 主 旨
明治15年	長 崎 福 井	歩兵操練，撃剣（規則中） 練兵運動（規則中）	
17年	広 島 大 坂 新 潟	歩兵操練科 歩兵操練科，水泳 歩兵操練科（中学科） ～陸軍教導団歩兵科卒業 （1名）	敢為不撓の氣象を養成
4 月	福 島 京 都	歩兵操練科，撃剣 歩兵操練科 ～陸軍後備編員採用*1)	意気に体勢に著しく実績あり
	山 梨 兵 庫	歩兵操練*2)，撃剣 体操及び生理（1名）	活発の氣象，健康を保全
18年	三 重 静 岡 埼 玉	歩兵操練 歩兵操練 兵式体操 ～銃器取扱手続ヲ定メル	勇武の氣象を振作 氣力を活発にし學業上の上進をみる 体育の主義拡張，徳性の涵養
6 月	石 川	兵式体操	筋肉伸縮の強剛になるにより教育一層の良果を呈す
	大 坂 熊 本	歩兵操練*3)，遊泳 歩兵操練科	
	群 馬	兵式体操	活発進取ノ氣象ヲ奮起センメントス
6 月	島 根	操櫓術	
7 月		～銃器取扱要項ヲ制定ス	
12月	栃 木	歩兵操練科	
	山 形	歩兵操練科	

*1) 担当教員として秋山練太郎を採用。其教授法ヲ改良センメ中学校ト全シク歩兵操典ニ基キ中隊運動ヲ度トシ教授センメタル。

*2) 仮設ニ係ルト雖モ設置以来生徒ノ服制ヲ定メ陸軍兵式ニ依テ之ヲ教授ス。銃器二百九挺体操器械四百三十餘組ヲ備フ兩科三年以上ノ生徒ハ毎旦一時間小隊運動ヲ實習センメ或ハ時トシテ兎置ヲ以テ山林ヲ奔走スル。

*3) 大ニ進歩シ時々発火演習，野外演習等ヲ行ヒ其技術ヲ練磨セリ。

次いで各府県の中学校についてみると，文部省は明治14年8月「中学校教則大綱」を公布して中等教育の確立をはかったが，明治15年6月に制定した「大坂中学校教則」には，体操兼ねて歩兵操練の初歩を演習せしむとして初等中学校の4年以上にこれを配当している。しかし実際には，体操器械の購入，体操用教科書等の準備を進めて明治17年9月になってようやくその実施に踏み切っている。府県の中学校でこれらにいちはやく対応した例として，明治15年制定の教則中

に歩兵操練がみられた群馬（実施時期は、18年9月）・兵庫・岐阜（18年実施）などの各県が挙げられ、整列行進として取り上げたものに山梨県があった。師範学校の場合と同様に、明治18年以降になると全国的な規模でその実施が計られることになる。

以下に2, 3の具体的な事例を引用する。

○大坂中学校

明治16年4月 文部省に「体操器械購買之儀伺」を提出しその許可を得てスナイドル銃50挺を買い求め、同年11月には大坂鎮台参謀長宛てに「当校体操科上参考之為入用有之ニ付陸軍省出版歩兵操典壹部購求致度」とその実施にむけて準備を進めている様子が報告されている。

○松江第一中学校⁷⁾

本県師範学校で兵式体操が採用されたのは、多分明治18年頃のことと思われる。この年6月兵式操練場とするため「陸軍省所轄地旧二ノ丸城内二千二百五十余坪ヲ借用」していること、同年7月兵式操練のための銃器類を借り入れていることの二つの理由による。同じ頃、第一中学校においてもこの兵式操練を開始している。師範学校や第一中学校の生徒は時には簸川や米子方面に出かけて模擬戦闘を行ったという。

○京都府尋常中学校

明治18年6月 銃器取締要項ヲ定ム

「今回一中隊分即ち百余挺下渡されしに付之を両校（一方は師範学校を指す）へ分ち與くて使用」⁸⁾

10月 初等中学校科五級生以上ニ毎週兩一度標的射撃演習セシム

19年3月 郡部三中学校ニ歩兵操練科ヲ設ク

各府県中学校の歩兵操練実施の状況の全国的動向を概観するために、一覧表を付しておいた。

表一 2 府県師範学校の歩兵操練（兵式体操）実施状況

年・月・	府県名	設 置 科 目	設 置 の 主 旨
明治15年	群 馬 兵 庫 岐 阜 山 梨	歩兵操練科（教則中） 歩兵操練科 歩兵操練科（教則中） 整列行進	
17年	京 都 三 重 大 坂	歩兵操練科、武術 歩兵操練*1）、撃剣 歩兵操練、水泳	体力を發育しその精神を活発にし尚武の気を振作する
18年 5 月 9 月	大 分 岐 阜 島 根 熊 本 愛 知 群 馬 栃 木	兵式体操 歩兵操練 兵式体操 歩兵操練*2） 歩兵操練 ～規則改正銃器取締心得 兵式体操 歩兵操練科	強壯活発の氣象を養成 体育の主義拡張、徳性の涵養

表一 1. 2, はいずれも文部省第11年報付録同12年報付録同13年報付録により作成した。

- ＊1) 抑本校ノ生徒ハ身体軟弱神経過敏ノ者多クシテ剛毅耐忍ノ氣象乏シク挙動輕騒不規ニシテ沈黙嚴正ノ容止ヲ缺ク等最体育ニ缺乏セル者許多ナルヲ以テ更ニ其体操ニ新式法ヲ用キ之ヲ教授センモ未ダ其方ヲ得サル為メカ免角之ヲ兒戲視シテ輕侮事ニ茲ニ從フノ念無ク為メニ益運動ヲ情ルカ如キノ状アルヲ以テ其体力ヲ發育シ其精神ヲ活発ニシ且尚武ノ氣ヲ振作スルニハ歩兵操練科ヲ採用スルニ如クナントシ本年ヨリ之ヲ実施セリ然ルニ從來百万辭柄ヲ設ケテ体操ヲ忌避シタル生徒モ招待カスシテ自ラ来リ学フカ如キ景況ニシテ其熟達ノ速ナル其幾倍ナルヲ知ラスト伝習日尚浅キモ其体育ニ其志尚ニ效アル実ニ鮮少ナラサルヲ知ラン。
- ＊2) 從來智育ヲ輕視スルノ癖アリシモ歩兵操練科教師トシテ凡一週一二回招聘スル陸軍士官三名アリテ若干ノ報酬ヲ寄贈ス。

全国師範学校の中心的存在を担っていた東京師範学校において、明治18年中頃から軍事訓練実施に関して大きな変化がみられた。

文部省は、明治18年5月「東京師範学校体操科中ニ仮ニ兵式体操ヲ加フ⁹⁾」とし、次いで同年12月「東京師範学校兵式体操指令者ヲシテ帶剣セシムルコトヲ上請シ充裁ヲ得是号令礼式等ニ兵式ニ則ルニ若シ帶剣セザルトキハ全体ノ精神ニ關係スルヲ以テナリ」としている。このことは、これまで体操伝習所にその責任を委ねてきた本校の兵式体操（歩兵操練）を文部省は正式に取り上げ、以後実質的に東京師範学校の責任においてその実施も決定したことを意味している。

これに前後して、同年5月12日「兵式体操用銃器取扱要項ヲ二府四十二県ニ通知ス」とし、兵式体操実施¹⁰⁾に向けて本格的に始動することになる。

表一 3 歩兵操練（兵式体操）の導入史 —学制期以後を中心に

明治11年11月	札幌農学校において歩兵操練実施
明治13年9月	体操伝習所、学科目中、歩兵操練の一科を加え、陸軍省から教官を招き実施を決定
11月8日	体操伝習所、陸軍教導団より士官及び下士官を招き、歩兵操練を開始
明治14年5月31日	体操伝習所、生徒の歩兵操練終了を期に陸軍教官の出張を辞退
9月1日	学習院第三次学則で、実学科に器械体操・生兵練法を課す
明治17年2月	体操伝習所ヲシテ歩兵操練科ノ程度施行ノ方法適否等ヲ調査セシム
4月	・「府県連合学事協議会」で歩兵操練等について協議 ・京都府立師範学校、京都中学校、歩兵操練科を設置
6月27日	倉山唯永、歩兵大尉兼文部省御用掛となり体操伝習所に勤務、歩兵操練科の調査にあたる
7月1日	倉山唯永の指導により、体操伝習所体操教員に歩兵操練を実施、合わせて教授の順序を講究させる
9月22日	倉山唯永、体操伝習所教員が指導している東京師範学校生徒の歩兵操練を監督
11月	京都府、陸軍後備隊員を教員に採用し、生兵運動、銃器の作法を教授
11月17日	体操伝習所、文部省へ歩兵操練科の課程に関する調査結果を具申
12月19日	東京府師範学校長、東京府知事あて体操科中に歩兵操練科加設を具申（18

年3月21日 教則改正)

- 明治18年3月 文部省、各府県にむけて「小銃種類等取調べ」
 5月 文部省、兵式体操実施を達示
 明治18年5月5日 東京師範学校体操科中、仮ニ兵式体操ヲ加フ
 5月12日 兵式体操用銃器取扱要項ヲ二府四十二県ニ通知ス
 10月 文部諸官、陸軍士官学校生徒の操練を参観
 11月12日 兵式体操及ヒ輕体操教員養成ノ要項ヲ体操伝習所ニ達ス
 11月18日 文部省、体操伝習所において兵式体操教員養成に着手

Ⅲ. 長崎県における明治10年代の歩兵操練

本県の歩兵操練が比較的順調に実施された背景に、幕末維新时期における兵学の興隆と藩制教育の実践が挙げられる。はじめに、長崎県の兵学及び藩制教育の特徴¹¹⁾について触れておこう。

○兵学

西洋の兵術は徳川幕府の初期より既にわが国に伝えられていたが、幕末になって近く辺境の問題が起り始めた時期から西洋の兵法軍法が種々の訳書によって次々に紹介されるに至った。本県は江戸時代以来外国文化の摂取地としての永い伝統があり、人々も異国の文化・文明に対する関心が深く、独特の地域文化や産業を築き上げてきた。そのような影響もあって、特に兵学の分野では優れた人物を輩出した。天明七(1787)年志筑忠雄は「火薬発砲伝」を著し、その方法を門人に伝えた。また本木正栄は文化五(1808)年「海軍砲術備用」を翻訳し、次いで長崎の町年寄で砲術家であった高島秋帆は和蘭の兵術を研究して火技に長じ、また当時新式の銃砲類を購入し実地演習を行った。こうした成果が認められ、天保十二(1841)年幕府の命を受けて武州徳丸原で洋式操練を行った。その後も江戸に留って幕吏の江川太郎左エ門、下曽根金三郎にその道を伝授している。また安政二(1855)年には、海軍教師を聘し長崎に海軍伝習所が設けられた。このように兵学の領域では、数多くの優れた業績が残されている。

○藩制教育

ここでは幕末維新时期、県内諸藩にみられた歩兵操練の実践例を取り上げてみる。

大村藩の藩校である五教館の教育は、文学生及び武術生の二コースから構成され、前者には、専ら漢学を学ばせ傍ら和学、算術、兵学、馬術、弓槍剣の内一技を修めることとし、後者には弓馬槍剣の内一技を専修し傍ら和漢学、兵学を学ばせ文武両道によって智徳兼備の人材養成に努めた。五教館出身者の回顧談(元大村町小学校長 一瀬前義)によれば、「もうその頃から(明治2～6年まで在籍)教練もあった。大村藩は早くから洋式操練を取り入れたものであった。教練の時は袴を着け竹を鉄砲代わりとして部隊教練をやった。教練は訓練場でやった。今の女子師範の寄宿舎及び運動場のところである。」

島原藩では、藩校である稽古館において、職制中 兵学師なる職員が置かれていた。また明治2年版籍奉還に伴い稽古館の廃止が決定するまでの間、授業科目に兵学、馬術、剣術、砲術、柔術、游泳等がみられ、これらを担当する練兵教員が置かれていた。職員組織及び其の待遇によると、練兵、砲術教員とも十四石と他に比して破格の待遇で迎えられていることが窺える。

平戸藩では、その藩校の一つである維新館において、兵学寮が設置され山鹿流及び越後流兵学を以て教科とした。

福江藩は、その藩校である育英館「学則」において、「一、体操撃剣ハ隔日ニ一時間致演習身体

ノ強壯ヲ養可申事」とあり、また明治3年旧藩学校改正にあたり郷村島嶼に郷学校及村落小学を設けて教育の普及を図った。福江本校及郷校学科表には体操～毎日一時間演習但英式ニヨリ四肢運動ヲ演セリ及び剣術の二科目がみられた。

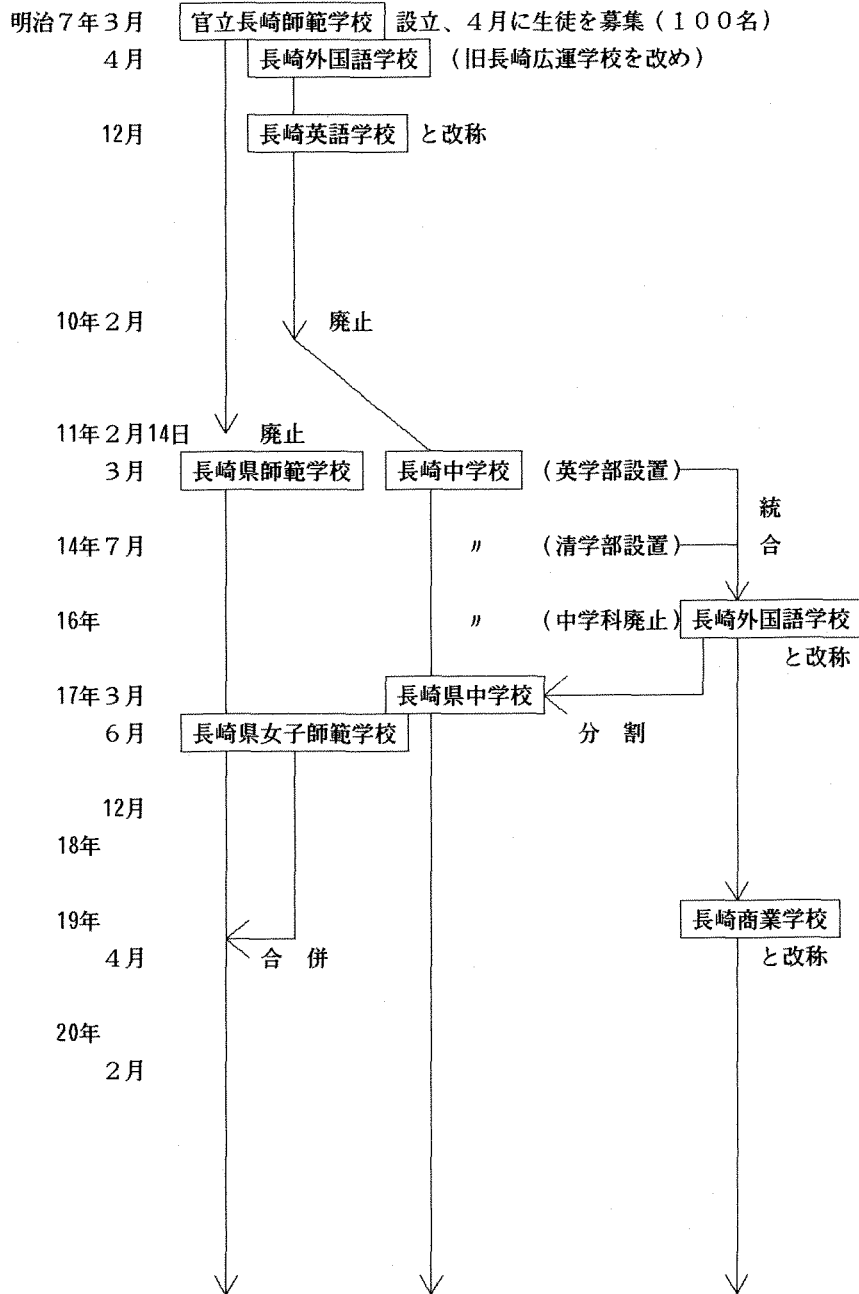


図-1 学 校 図

1. 長崎県師範学校

明治政府は、学制改革を維新直後から計画していたが、各府県に師範学校が設立された中で、長崎県は当時一等県になっていた関係で、極めて強力な師範学校制度が計画されていた。幕府が設立していた広運館が長崎商業学校と長崎中学校に分割されたのに対して、長崎の公立師範学校は明治9（1876）年に小倉藩蔵屋敷跡に設立され、翌年校名が改められて崎陽師範学校となり、校舎の完成を待って明治11（1878）年に開校され、長崎県師範学校となった。そして明治19（1886）年女子部が付設され、長崎県尋常師範学校と改名された¹²⁾。

「県立師範学校は長崎港新町にあり。明治7年3月の設立に係る。校長1名教員12名書記3名にして小学督業之に付属す。生徒定員百名目下百八名を教養す。教科は高中等二科に分ち学期は中等科二ヶ年半高等科四ヶ年にして現時の学級は中等科第五級より第一級まで高等科第六級全第一級にて都合七級あり教則は本年（明治18年）2月更に改正したり。」（大日本教育会雑誌第22号「長崎県学事の現況」）とあり、これは明治18年8月当時の長崎県師範学校の現況に触れたものである。また「本校ハ東京師範学校ヲ模倣シタルモノニシテ其首タル教員ハ東京師範学校ノ卒業生ナリ」（学監ダビット・モルレー申報 明治7年）とあるように、東京師範学校の影響を強く受けて教育が実践されていたことがわかる。当時の体操科受持教員をみると次のようであった。

○長崎師範学校学事年報（明治18年12月調）

受持学科

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| ・体操、簿記、長崎師範学校卒業並
付属小学校 東京体操伝習所卒業 | 三等訓導兼三等助教諭
吉田譽蔵 |
| ・体操、簿記 長崎師範学校卒業並
東京師範学校修業 | 三等訓導
永瀬伊一郎 |

また明治18年5月11日「英国水師提督ダウエル氏英国領事エンスリー氏来校シ師範学校生徒ノ体操ヲ視ル」とあり、体操の成果を外国人の観覧に供していた様子を伝えている。

（長崎県学事年報 明治19年2月）

全国的にみて他府県に先駆けて、明治15年制定の府県師範学校教則中にすでに歩兵操練がみられたことはⅡ，2においてすでに述べておいた。

長崎師範学校中学師範速成学科規則（明治16年3月7日）¹³⁾

第四章 教育

体操 体操ハ徒手運動器械運動ヲ授ケ又時アリテハ兼テ撃剣及歩兵操練ノ
初歩ヲ授クルニハ体幹ヲ端正ニシ肺量ヲ寛濶ニシ関節ヲ利シ筋力ヲ強クシ
以テ健康ヲ保全セシメンコトヲ旨トシ、務テ之ヲ快活ニ施サンコトヲ要ス

明治16年に設置された中学師範速成学科規則においても同様に、歩兵操練の初歩が盛り込まれていたことがわかる。

本校にあっては、明治十年代の歩兵操練実施に至る先行体験が既にみられた。『長崎師範学校体操号令詞』長崎師範学校、明治八年四月、三十頁、の所蔵によって、このことが推察される。

本書は、前半部分は（第一教～二十教）体勢法、行進歩法、運動法、体術（頭、腕、拳、歩、足、体）飛、角力、球打、槌棹、綱引、鞆、隻欄杆、飛台、攀棒、木馬、経飛から構成されており、後半部分は単列小隊操法、二列小隊操法、側面行進列法の三部より成っている。諸言、例言等は一切何も付されていないので確かなことは言えないが、使用されている用語や内容構成及び出版年代からして、『新兵体術教練』明治元年、あたりを参考にしたものと考えられる。この時期東京師範学校を除いて、本校のように単独で刊行した例は他に余り類をみない。巻末に、体操教員**として岡島擴、草野貞光、織田貞利の三名が挙げられている。こうしたマニュアルを抛り所としながら、熱心に歩兵操練の実施が計られていったと考えられる。

**『明治初期教育関係基本資料』其之一、湖北社、1981年、一長崎英語学校学歳第一報、同第二報（明治八年七月～同九年八月）によれば、体操教員として草野貞光の名前がみられるのみである。

2. 長崎中学校

明治18年、県立中学校の学事景況を伝えたものである。

「嚮に不完全なる数箇の中学を合せて、昨年六月一箇の中学を当長崎港に於て設立せしものなれば尤も完全を要するものにして経費は年々増加し盛大ならしむる計画なり。既に昨年東京体操伝習所に模し縦九間幅七間の体操場を新築し風琴等の備えありて日々生徒を教練す近来内外人の統々来りて生徒体操の參觀を乞ふもの多し」

（大日本教育会雑誌 第22号）

報告によれば、県内の学校を一つに統合し施設設備の益々の充実をはかりながら発展している様子が伝わってくる。特に体操場の設置は、該科の充実むけての強い意気込みが感じとれる。

明治16年2月に公布された「長崎県中学校規則」には、すでに歩兵操練が取り上げられていた。

長崎県中学校規則（明治16年2月16日 公布）¹⁴⁾

第四章 教旨

十六、体操 体操ハ美容術徒手運動ヲ授ケ又時アリテハ兼テ撃剣及歩兵操練ノ初歩ヲ授ク、凡体操ヲ授クルニハ体幹ヲ端正ニシ肺量ヲ寛潤ニシ関節ヲ利シ筋力ヲ強クシ以テ健康ヲ保全ナラシメンコトヲ旨トシ務テ快活ニ之ヲ施サンコトヲ要ス

尚、体操教員として体操伝習所体育科卒業 二等助教諭 亀里包福（静岡県士族）がこれを担当している。

明治17年に大村外六公立中学校が廃止になり公立の中学校は長崎一校となったので、多数の子弟は修学の便を失うことになった。そこで地元有志の奔走により資金を旧大村藩内に募り、新たに中学を大村に興して人材養成を図った。17年8月14日を以て設立の許可を得、同年11月10日開校式を挙げた。明治19年9月私立大村尋常中学校と改称した。こうした折、明治19年6月29日長崎県師範学校が長崎県尋常師範学校と改称された。同日又文部省令に準拠し英語、農業、兵式体操の三科目を加えた。同中学校でもこうした動きに積極的に対応し兵式体操の実施に努めている。

明治21年11月には、長崎県令より文部大臣宛て本校を官立府県立学校等の学校に認定の儀につき上申した。

明治20年当時の私立大村尋常中学校の兵式体操実施方法について触れた史料である。かなり徹底した内容が窺える。

私立尋常中学校兵式体操ノ件

明治20年 7月30日

明治20年 6月 知事代理御名

文部大臣子爵 森有礼殿

兵式体操施行方法

兵式体操ヲ深スルニハ歩兵操典ノ要領ニ従ヒ徒手運動銃ノ分解結合及掃除法等ヨリ銃ノ使用
隊伍ノ成立等ヲ授ケ漸ク熟スルニ從ヒテ正則活用兩散兵野外演習軌典ノ摘要行軍法、對抗運動
ノ諸規則、地理ノ儀、及射的法小隊諸運動等ニ及ホン時々之ヲ演習セシム然シテ其生徒第二部
以上ノ演習ニ於テハ上級ノ生徒ヨリ拔擢シテ分隊長若クハ半小隊長等ニ當ラシメ隊伍ヲ編成シ
得ルニ至リテハ各級生徒ヲ合併シテ行軍等ヲ行フ凡之ヲ教授スルニハ順序正確紀律嚴肅ナラシ
メン事ヲ要ス

3. 長崎外国語学校

明治18年の長崎県学事現況の内本校についての記述によれば、「該校は英清二国の語を教授す。校長は師範学校長之を兼ね。教員六名中学校より兼務三名外国教師は米人、清人の兩名なり。生徒は英学部九十六名清学部二十一名なり」（大日本教育会雑誌 第22号）と報告している。

体操担当教員は、中学校兼務の二等助教諭 亀里包福（静岡県士族）が担当している。

本校に関しては、歩兵操練について特筆すべき事例¹⁵⁾がみられた。すでに明治8年頃体操の科外として、堂々と太鼓を用いて市中行進などを行った模様で、その校運と生徒の意気が察せられる。

當校生徒体操課追々熟達致候ニ付運動ノ為后後折々列伍ヲ組セ市街進行或ハ広場ニ於テハ開
列等演習可致義可有之尤其節ハ本校ノ旗章及太鼓為相用候義ニ有之候条此旨兼而警察局ニ御
達置相成度此段及御掛合候也

明治8年1月22日

長崎県庁御中

長崎英語学校

廻答案

貴校生徒体操課追々熟達相成候ニ付運動之為爾後列伍組立ニテ市街進行或ハ広場ニ於テハ開
列ノ業モ演習有之且其節ニハ本校旗章及太鼓等為御用相成候義モ可有之候間此旨兼而警察局
ニ相達置候様御懸合之趣具ニ致承知相達置申候此段及御廻答候也

1月23日

長崎英語学校御中

長崎県

すでにみてきたように、本県が他府県に先駆けて歩兵操練実施にむけて始動可能であった背景には、①幕末維新期におこった兵学の分野で優れた人材が多数輩出したこと併せてこうした学問に深い関心を持っていたこと②藩制教育の実践において、特に兵学を熱心に教授したこと③東京師範学校及び体操伝習所出身者を教師に招きこれらの学校をモデルに据えた教育を目指そうとしたことなどによっている。

以上の理由によって、比較的順調にこれらの実践が可能であったと推察される。

Ⅳ．「歩兵操練用銃器運搬ノ件」について

本稿において、中心をなす部分である。表－４に示した歩兵操練（兵式体操）関係史料¹⁶⁾は、長崎県学務課『学務課教育掛事務簿』教育之部、明治十八年（自八月至十月）、第五、の簿冊中に「歩兵操練運搬費ノ件」と題して、凡そ30点に及ぶ史料をひとまとめにした形で収められていたものである。これによれば、本県が歩兵操練（兵式体操）実施に関して初めて動きをみせたのは、明治17年12月まで遡る。Ⅱ章ですでにみた様に、文部省が全国にむけて兵式体操実施に動き出す時期よりも半年余り早いことになる。今回明らかになったこれらの史料群は、本県への歩兵操練用銃器導入をめぐる様々な対応を実に詳細にわたって収めたものである。主なものとして歩兵操練演習用銃器の貸借に関するもの、銃器貸借に関わる費用について、貸借された銃器の種類及び挺数に関するもの、銃器の保管・管理方法についてなどが含まれていた。史料の全体を示すと以下の通りである。

表－４ 歩兵操練（兵式体操）関係史料

番号	表 題	差 出 人	受 取 人	年 月 日
1.	歩兵操練演習用ノ為銃器借用ノ件	長官御名	専門学務局長 浜尾 新 普通学務局長 辻 新次	明治17年12月
2.	歩兵操練演習用ノ為銃器借入ノ件	専門学務局長 普通学務局長	長崎県令 石田英吉	17年12月10日
学二第二百六十二号				
3.	小銃種類等取調べ	学務二局長 辻 新次	長崎県令 石田英吉	18年 3 月
4.	銃器借用ニ関スル件	長官御名	文部書記官 辻 新次	18年 3 月

学二第三百九十九号

5. 銃器分配ノ都合	学務二局長 辻 新次	長崎県令 石田英吉	18年4月30日
6. 歩兵操練用銃器借用ノ件	長官代理御名	学務二局長 辻 新次	18年5月
7. 師範学校へ照会按	長官御名	長崎師範学校	18年5月9日
8. 第百貳拾六号	長崎師範学校	長崎県学務課	〃
9. 堀一等属ニ依頼ノ件	小山学務課長	堀一等属	〃
10. 銃器取締並ニ保存方ニ付テ	学務一局長 浜尾 新 学務二局長 辻 新次	長崎県令 石田英吉	18年5月12日
11. 二六二号	在東京 堀一等属	小山学務課長	6月5日
12. 送 状	大倉組商会	長崎県庁 堀 政正	6月9日
13. 在京堀一等属銃器到着之旨通牒ノ件	堀一等属	学務課長	18年6月20日
14. 銃器回送ノ件	学務課長	師範学校長	〃
15. 文部省ヨリ御借用ノ小銃	学務課長	堀一等属	6月28日
16. 銃器種類回答之件 在東京堀一等属回答案	小山長崎県学務課長	堀長崎県一等属	7月
17. 歩兵操練用銃器ノ件 警察本署へ照会按 照会按	学務課	警察本署	7月
18. 歩兵操練用銃器ノ件	学務課長 小山健三	長崎県師範学校 松田晋斎	7月
19. 歩兵操練用銃器ノ件	同 上	長崎県中学校長 長崎外国語学校長	7月

20. 銃器貸渡シ	長崎県中学校長 仙田耒三郎	学務課長 小山健三	7月2日
21. 歩兵操練用銃器ノ件	長崎県師範学校長 松田晋斎	学務課長 小山健三	7月8日
22. 借受証	長崎県令 石田英吉	学務課長	"
23. 歩兵操練用銃器取扱方ノ件	長崎県師範学校 " 外国語学校 " 中学校	長官代理御名	7月9日
24. 借 受	長崎県中学校長 仙田耒三郎 長崎県外国語学校長 松田晋斎	県令代理 枅本直太郎	18年7月10日
25. 銃器運搬費之件照会	長崎県師範学校長 松田晋斎	学務課長 小山健三	7月15日
26. 銃器運搬費之件照会	長崎外国語学校長 松田晋斎 長崎県中学校長 仙田耒三郎	学務課長 小山健三	7月16日
27. 御 届 (銃器掛員選定)	長崎県中学校長 仙田耒三郎	県令代理 枅本直太郎	7月17日
28. 御 届 (銃器掛員選定)	長崎県師範学校長 松田晋斎	県令代理 長崎県大書記官 枅本直太郎	8月19日
29. 領収証	江戸町 内山得三	長崎県学務課	10月15日
30. 歩兵操練運搬費之件 師範学校外二校へ領収証送付ノ按	学務課 長崎県中学校 長崎外国語学校	長崎県師範学校	10月19日

1) 歩兵操練用銃器の借用ルート

史料1で明らかなように、歩兵操練用銃器は文部省が陸軍省所蔵のものを借受け必要に応じて各府県に分配する形を取った。長崎県学務課は、明治17年12月文部省学務局長宛てに銃器借用願を提出した。これに対して文部省は、「歩兵操練演習用ノ為銃器借入ノ件」において、貴県で銃器需用の必要があれば貸与する用意がある、就いては所用の学校並びに挺数を至急取り調べ申し出る旨の回答を行った。文部省側からは、この件の担当責任者として当時専門学務局長の職にあった浜尾新、同普通学務局長辻新次の両名がこれにあたり、本県からは、学務課一等属堀政正が文部省との交渉役を務めた。歩兵操練を実質的に推し進めていく際の文部省及び府県側の責任部局、担当者が明らかになったことは誠に興味深い事実である。

史料1 歩兵操練演習用ノ為メ銃器借用ノ件

歩兵操練演習用ノ為メ陸軍省所蔵ノ銃器文部省へ借入相出候ニ付本縣へモ需用候ハバ貸與可相成旨文部兩局長ヨリ別希之通需用ノ□無照会有之候ニ付先般左記之員数丈ヶ借用ノ儀御回答可相出成此段相伺也

回答按

貴省普学第千五百〇六号ヲ以テ歩兵操練演習用ノ為メ陸軍省所蔵ノ銃器借入ノ儀ニ付云々御照会ノ趣了承本縣ニ於テ左記ノ通需用致度候条右借用ノ儀可然御取計相出度此段及御回答也

明治十七年十二月 長官御名

専門学務局長

文部大書記官 濱尾 新殿

普通学務局長

文部大書記官 辻 新次殿

記

長崎縣師範学校 百挺

長崎縣中学校 五十挺

長崎外国語学校 五十挺

計貳百挺

本県では当初200挺の銃器を要求した。その内訳は師範学校100挺、中学校、外国語学校各々50挺であった。このことから師範学校に限定するというならば、一人一挺を理想の数としてとらえていたことが予想される。こうした要求に対して、文部省では史料5学二第三百九十五号「銃器分配ノ都合」において当時、全国的にみられた歩兵操練実施にむけての動きと陸軍省における銃器の在庫挺数を勘案して、本県に分配可能な挺数を決定しその数45挺を通知した。その結果として、分配を受けた各々の学校は銃器の種類及び挺数を府県の学務課、警察署、文部省にそれぞれ届け出ることを義務づけた。

史料5 学二第三百九十五号

歩兵操練用銃器二百挺借用相成度旨客年十二月十二日付ヲ以テ御申出有之候処右ハ当省ニ於テ分配ノ都合□□別記ノ通り四十五挺附属品トモ貸渡可相成候条御便宜次第受取人御差出有之度之段及御照会候也

学務二局長

文部大書記官 辻 新次

明治十八年四月三十日

長崎縣令 石田英吉殿

追テ本分銃器御受取ノ上ハ左式ノ借受証書御差出有之度之段申添候也

2) 歩兵操練用銃器の貸借に関わる費用

史料30「歩兵操練運搬費之件」によれば、各学校は必要とした銃器の数に相当する運搬費と水揚賃を併せて学務課に納めることとした。その際銃器は船便（実際には、玄海丸を使用）にて、東京より長崎まで運搬されており、大倉組商會がこの役割を担ったことが送り状によって明らかになっている。またその内訳については、運搬費として師範学校は銃器三十七挺と付属品として胴乱負革等三十七箇を含めて合計九円四十五匁五厘を、同じく中学校、外国語学校には銃器八挺及び付属品として胴乱負革等八箇分としてしめて壹円貳匁貳厘五毛を支払ったことが学務課が各学校に送った領収書によって確認することができる。また別途水揚賃として各学校が支払った五十銭は三菱汽船問屋内山得三より送付された請求書によって明らかである。

史料30 歩兵操練運搬費ノ件

師範学校外二校へ領収証送致ノ按過般歩兵操練用トシテ貸渡相成候銃器東京ヨリ当港マテ運搬費及水揚賃トモ領収証ノ儀別番及ビ御見為条御渡手相成度此段申遣也

明治十八年十月十九日 学務課

長崎縣師範学校

長崎縣中学校 御中

長崎外国語学校

証

一 金九円四拾五匁五厘 銃器運搬費

但東京ヨリ長崎マテ

右正ニ請取於也

十八年十月十九日 学務課

師範学校御中

証

一 金壹円貳匁貳厘五毛 銃器運搬費

但東京ヨリ長崎マテ

右正ニ請取於也

十八年十月十九日 学務課

長崎縣中学校

御中

長崎外国語学校

3) 歩兵操練用銃器の種類・挺数

師範学校生徒には、操練用としてエンヒール銃35挺を用意し、当校教師には装填法教授用としてスナイドル銃2挺がそれぞれ取り揃えられていることがわかる。また中学校及び外国語学校生徒に対しては、中学少年生用銃器として砲兵レカルツ銃8挺がそれぞれあてられた。これを人数に置き換えてみると、明治18年当時、師範学校生徒108名、外国語学校生徒117名と人数が報告されている。また中学校については、明治17年報告で、「生徒数90名今後毎学期ニ30名許ツツ増募セントス」となっていることから師範学校では3人に対して1挺を、中学校、外国語学校では14～15人に1挺を用意した計算になる。

史料17 歩兵操練用銃器ノ件

警察本署へ照会按

今般文部省ヨリ当縣へ借用相成候歩兵操練用銃器ノ儀ハ更ニ左記ノ通各学校ニ於テ保管使用セシニ付此段為□及御通牒也

明治十八年七月 学務課

警察本署御中

一 エンヒール銃（操練用）三拾五挺

一 スナイドル銃（装填法教授用）弐挺計三拾七挺但胴乱負革等三拾七箇付属 右本縣師範学校へ

一 砲兵レカルツ銃（中学少年生用）八挺

計八挺但胴乱負革等八箇付属 右長崎縣中学校

長崎外国語学校へ

但長崎縣中学校へ保存

4) 歩兵操練用銃器の保管・管理法

明治18年7月9日付で、長崎師範学校、同中学校、外国語学校の三校宛てに、長官名で銃器取締及保存方についての「銃器取締要項」が布達された。

この要項によれば、銃器が配布された各学校において、銃器一切の取締りを担当する銃器掛の設置が義務づけられている。注目すべきは、2名の内1名は、体操科受持教員が他の1名は、書記の中から選ぶこととしている（第一条）。史料27、史料28は長崎中学校及び師範学校の銃器掛を示したものである。

○長崎中学校

体操受持教員 二等助教諭 亀里包福

書記 野本孝次郎

○長崎県師範学校

体操受持教員 三等訓導兼三等助教諭 吉田譽蔵

書記 十六官比准 福田猶三郎

史料27 丙学第七六八号御達ニ基キ銃器掛員体操科受持教員二等助教諭亀里包福書記野本孝次

郎二名撰定候条此段御届仕候也

明治十八年七月十七日

長崎縣中学校長 仙田楽三郎

縣令代理

長崎縣大書記官 橋本直太郎殿

史料28 御 届

客月丙学第七六八号御達ニ據り本校銃器掛リノ儀ハ左記ノ兩名選定仕候ニ付此段御届申上候也

明治十八年八月二九日

長崎縣師範学校長 松田晋斎

縣令代理

長崎縣大書記官 橋本直太郎殿

長崎縣師範学校 銃器掛

三等訓導兼 吉田誉蔵
三等助教諭

書 記 福田猶三郎
十六官比准

銃器は取り纏めて一室に保管することとし、掛員が許可した者以外がこの部屋へ入室することを禁止している（第二条）。また銃器は歩兵操練用以外の目的で使用してはならないとしている（第三条）。

銃器の取扱いは厳重かつ細心の注意を払い使用後の掃除、定期的に行う検査などには特段の配慮をなしていることが窺える。銃器使用の際は、その都度受持ちの生徒（一名若しくは数名）を決め、銃器に付した票号を確認した上で交付を行う。演習終了後は外装の掃除を行った上で生徒より受け取ることとしている。（第四条）。銃器の掃除は、外装においては、使用の都度、外装分解については、月一回以上行うこととし、基板遊底の分解については年二回を義務づけていることがわかる。（第五条）。学校長に対しては、平素より厳重に監督を行うことに加えて、月二回定期的（期日は当廳へ届出）に銃器検査を実施するように定めている。この際万一銃器に破損や青錆が生じた場合は速やかにその処置を行うように指導を行っている（第六条）。銃器掃除の方法、分解結合の順序、検査の手続きなどについては、すべて歩兵操典（生兵ノ部第二章第一教）に依拠していたことがわかる（第八条）。

特に長崎中学校及び長崎外国語学校については、実際に用意した銃器数の不足もあって、両校で協議の上使用順序を決定することとしている。尚銃器の使用後については、長崎中学校が責任を持って保管することを取り決めている。

V. お わ り に

今回明らかになった長崎県学務課史料を手がかりに、本県の兵式体操の成立過程とりわけ歩兵操練用銃器採用問題に限定して検討を行ってきた。

取り上げた史料源は、主として歩兵操練用銃器が長崎県に貸与される際の本県と文部省、師範学校、中学校及び外国語学校との往復文書であったが、その際のやり取りが実に詳細に検証でき

るものであった。

以下、本県の史料分析を通して明らかになった点をまとめると次の様である。

○歩兵操練用銃器の調達、借用ルート

- ①歩兵操練用銃器は、文部省が陸軍省所蔵のものを借受け必要に応じて各府県に分配した。
- ②長崎県学務課から文部省宛て銃器の借用願を提出した。本県からは、当初200挺の銃器を要求した。その内訳は、師範学校100挺、中学校50挺、外国語学校50挺であった。こうした要求に対して文部省からは、分配可能な数として45挺貸与するとの通知があった。
- ③分配を受けた学校は、銃器の種類及びその数を府県の学務課、警察署、文部省にそれぞれ届け出ることとした。

○府県及び文部省の実務担当者

- ④文部省側からは、この件の担当責任者として浜尾新、辻新次の両名がこれにあたり、本県学務課からは堀政正が文部省との交渉にあたった。

○歩兵操練用銃器の種類、挺数、費用

- ⑤歩兵操練用に使用した銃器は、エンヒール銃、装填用教授用としてスナイドル銃中学少年生用として砲兵レカルツ銃がそれぞれあてられた。師範学校には、エンヒール銃 35挺、スナイドル銃 2挺、中学校及び外国語学校には、砲兵レカルツ銃 8挺が用意された。これらを人数に置き換えてみると、師範学校では3人に1挺、中学校、外国語学校では14人あたり1挺の配分になる。
- ⑥各学校は、実際に使用した銃器の数に相当する運搬費と水揚賃を併せて本県学務課に納める。

○歩兵操練用銃器の保管・管理法

- ⑦歩兵操練用銃器取扱要項規定が設けられた。
- ⑧配布された各学校において、銃器掛の設置が義務づけられた。2名の内1名は、体操受持教員が他の1名は事務掛がこれにあたった。
- ⑨特に中学校と外国語学校については、用意した中学少年生用の銃器数が少ないこともあって、両校で協議の上使用順序を決定する。尚使用後は、中学校で保管することとした。

以上ここで示した事例は、これまでの先行研究ではほとんど触れられることはなかった。そこで今回明らかになった長崎県の事例をもとに、兵式体操が各府県に導入されていく際の基準尺と見做し、今後、兵式体操成立史を洗い出していくことが可能となった。

おわりに、

- 1) 森有礼は、英国より明治17年4月末に帰朝した。まもなく学校取調掛として文部省と関わりをもつことになるが、帰朝後歩兵操練実施の準備段階（～明治18年5月までの動向）にいかに関与したのかを検証する。
- 2) 長崎県の事例を参考に、今後各府県の事例の洗い出しに努める。
- 3) 長崎県に関して、明治20年代以降の普及の実態を具体的史料に即して検証していく。
- 4) 今回取り上げなかった発火演習の採用についても今後明らかにする。

以上 これらの問題については、今後の課題としたい。

《本稿は、1993年10月に開催された教育史学会第三十七回大会（山形大学）において、口頭発表したもの、加筆修正したものである。》

注

I.

- 1) 木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』杏林書院、昭和57年11月10日、p.33～75。

銃器採用をめぐる問題に関しては、先行研究及び府県史料をみる限り銃器の種類、挺数が報告されているのが現状である。具体的展開に関しては未解明のままである。

その他に、歩兵操練用銃器の貸渡しについて取り上げた先行研究に、遠藤芳信「兵式体操の成立と軍の対応」『北海道教育大学紀要』第34号第1号、昭和58年、p.202、がみられる。これによれば、1884年9月22日付文部卿大木喬任陸軍卿西郷従道宛のスナイドル銃貸渡しの照会文は、「当省ニ於テハ目下経費非常ニ逼迫ノ際ニテ何分右銃器御譲受ノ運ヒニ至リ兼ネ各府県ニ於テハ僅少ノ学資金ヲ以テ猶更相当代価納付之儀ハ相整ヒ中間敷随テ之カ為メ自然歩兵操練科ノ実施ヲ躊躇セシムルノ場合ニ可立至右ニテハ甚タ遺憾之次第ト存候条可成御繰合ヲ以テ御交付相成候様致度」と述べ、文部省は体操伝習所及び府県立学校における歩兵操練用銃器の貸渡しを陸軍省に数回依頼する中で、特に財政不足の理由によって歩兵操練科の実施が躊躇することになれば非常に遺憾であると指摘している箇所がみられる。

II.

- 2) 松下芳男『徴兵令制定史』五月書房、昭和56年4月31日、P.484～P.509。
 3) 木村吉次『日本近代体育思想の形成』杏林書院、昭和50年4月、P.101～P.108。
 4) 能勢修一『明治体育史の研究』^{体操伝習所を中心とした}、昭和43年3月、p.336～p.353。
 5) 能勢修一『明治体育史の研究』逍遙書院、昭和40年9月、p.149～p.166。
 6) 東京府青山師範学校編『創立六十年青山師範学校沿革史』、p.133。
 7) 島根県教育庁総務課『島根県近代教育史』第一巻、昭和53年3月、p.1023～p.1024。
 8) 「教育報知」第四号、明治18年6月30日、p.6

他の事例として、静岡県の場合を引用する。

「静岡県ニテハ嚮ニ生徒体育ノ旨趣ヲ以テ師範学校及ヒ中学生徒へ歩兵操練ヲ演習スルニ付キ銃器借用ノ儀ヲ上申サレシニ客月十日「エンヒール」銃九十五挺、砲兵「エンヒール」銃三十二挺、「スナイドル」銃二挺合せて百二十九挺到着セシニ付キ師範学校及中学校へ夫々配分セラレタルヨシ右ニ付キ静岡師範学校ニテハ旧城陸軍省御用地内ヲ借用シ操練場ヲ設ケラルル由ナリ」

「教育報知」第五号、明治18年7月15日

- 9) 「大日本教育会雑誌」第27号、明治19年1月、p.55～p.56。

「兵式体操」なる用語が正式に登場するのは、明治18年5月以降のことである。歩兵操練及び兵式体操に関して明確に定義づけを行った論稿「兵式体操ノ必要ニ感アリ」大村長衛、である。一部を引用しておく。

此兵式体操トハ如何ナルモノカト問ハハ是レ即チ体操科中ノ一部ニシテ彼ノ軽体操ト相俟テ両輪ヲナシ相頼テ唇齒ヲナスモノト答ヘサルヲ得サルナリ而シテ今日地方ニ於テ実施スル所ハ皆此兵式体操要領ニ準拠スルモノナラン苟モ之ニ準拠セハ則チ歩兵操練ト稱スルモノニ非スシテ兵式体操ト稱スルモノナリ歩兵操練ノ名称ハ從來之ヲ用ヒシト雖モ其名称ノ法令上ニ明記セラレタルハ徴兵令第二章第十二条ニ記スル所ノ歩兵操練科卒業証書云々ニアリ勿論学校ノ学科目中ニ歩兵操練科ナルモリヤー科トシテ置ク以上ハ格別ナレトモ中学校若クハ師範学校ノ学科中ニハ体操科ハアルモ歩兵操練科ト稱スル单独ノ一科ナキハ皆人ノ知ル所ナリ柳

ニ歩兵操練ナル語ハ歩兵式ニ依リテ操縦訓練ヲナスノ意ニシテ蓋シ訓練上ヨリ稱スル語タルニ過キサレハ体操科中ニ設ケルトキハ兵式体操ト唱フルヲ以テ適稱トスヘキナリ而シテ其兵式体操ナルモノハ徴兵ノタメニ設ケタルニモアラズ又徴兵令ト相関係スルモノニモアラザルナリ今其本旨ヲシテ一層明瞭ナラシメンガタメニ先ツ余輩ノ聞ク所ノ兵式体操要領中目的ノ項ヲ左ニ掲ケン

(目的) 体操科中ニ兵式体操ヲ設ケ専ラ兵式ニ則トリテ卒伍及司令ノ業ヲ習ハシム其之ヲ設ケル本旨ハ奮ニ体力ヲ発達スルノミナラス併セテ身軀ヲ強健ニシ志氣ヲ鋭ニシ又善ク秩序ヲ秩序ヲ守リ沈毅事ニ耐フルノ習慣ヲ得セシムルニ在リ

10) 『近代体育スポーツ年表』大修館書店, 昭和48年10月, p 54~ p 65。

Ⅲ.

11) 長崎県教育会編纂『長崎県教育史』上巻, 昭和17年12年, p 65~ p 67, p 112~ p 347。

12) 長崎大学『長崎大学三十五年史』, 昭和59年3月, p 2~ p 7, p 20~ p 22。

13) 前掲書(9)に同じ, p 874。

14) 前掲書(9)に同じ, p 894。

15) 前掲書(9)に同じ, p 756~ p 757。

Ⅳ.

16) 長崎県学務課『学務課教育掛事務簿』教育之部, 明治10~18年, を手がかりに筆者が関連史料の整理を行った。尚, IV章で, 引用した史料はすべて表4の史料番号に対応している。

上記の史料に関係するものとして, 次の様なものが挙げられる。

①『学務課決議簿』雑務之部, 明治19年。

②『学務課決議簿』学制之部, 明治19年~21年。

③『学務課報告掛事務簿』教育費金之部, 明治16年~17年。

④『学務課督学掛事務簿』督学之部, 明治19年。

⑤『学務課常務掛事務簿』学制之部, 明治19年。

長崎県立図書館所蔵

詳しくは, 大櫃敬史『兵式体操の成立過程に関する一考察』第37回教育史学会発表史料, 1993.10.を参照。